

南魚沼市公式ウェブサイト及び CMS の更新、
再構築及びシステム運用保守業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 3 年 6 月 24 日

南魚沼市役所 総務部 秘書広報課

1. 業務の名称

南魚沼市公式ウェブサイト及び CMS 再構築及び運用保守業務

2. 調達の背景・調達の目的

本市では、平成 28 年 3 月から現行の CMS を導入し、ウェブサイトによる広報を行ってきた。導入から 5 年が経過し、市民等利用者のインターネット利用環境や技術の進歩によって、従来以上のユーザビリティ（使いやすさ）の向上やアクセシビリティ（高齢者・障がい者への対応）の向上が求められている。

そこで本市としては、こうした課題を解消し、時代に見合ったウェブサイトによる情報提供を実現するため、公式ウェブサイトの再構築を行うものとする。

- (1) ウェブサイト閲覧者にとって、利用しやすいウェブサイトを構築する
- (2) 職員にとって利用しやすいシステムを構築する
- (3) システム運用負荷が少ないシステムを構築する

3. 業務の範囲

本事業は以下の業務により構成される。

- ① コンサルティング（現行ウェブサイトの分析・カテゴリ分類・ウェブサイトの構造、運用設計・デザイン制作、データ移行など）
- ② CMS の調達、構築、導入
- ③ ウェブサイトの再構築・公開
- ④ ウェブサイト運用の環境整備（データセンターを利用した ASP）
- ⑤ 現行ウェブサイトの移行及び移行支援
- ⑥ システムの操作研修及びアクセシビリティ研修の実施
- ⑦ 関連ドキュメントの作成
- ⑧ 保守・運用支援

4. 契約の方法

本事業の契約は賃借料と保守料の 2 契約とする。

(1) 賃借料

様式 3 見積総括表の初期費用は、60 か月のリース契約とするが、南魚沼市が指定するリース料率を下回らない場合は本調達と別にリース契約の入札を実施する。

(2) 保守料

保守業務委託はシステムを運営する上での運用経費・サービス利用料を計上すること。委託料の支払いは、その年度に係る期間分について毎月払いを基本とする。

5. 履行期間

優先交渉者決定の日から移行準備を開始し、令和4年3月1日を稼働基準とした60か月の間とする。なお、詳細な期日については優先交渉者決定後調整し、決定する。

6. 提案想定額

提案想定額（初期構築費用を含む本業務に係る60か月間の総額）は、26,000,000円（消費税別）。

上限金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。上限金額を超えた場合でも、即時失格するものではなく、参加を制限するものでないことに留意すること。ただし、上限金額を超過した分、既定の価格点より減ずるものとする。

7. 調達事業スケジュール

No	イベント	期間又は期限
1	実施要領公表	令和3年6月24日（木）
2	調達仕様書質問締切	令和3年7月2日（金）午後5時
3	参加意思表明書提出締切	令和3年7月2日（金）午後5時
4	調達仕様書質問回答日	令和3年7月12日（月）
5	提案書等提出締切	令和3年7月21日（水）午後5時
6	書類審査（1次）	令和3年7月下旬
7	プレゼンテーション	令和3年8月上旬
8	提案書等修正締切	令和3年8月中旬
9	優先交渉者の決定	令和3年8月中旬
10	最終確認・業者決定	令和3年8月下旬
11	システム構築開始	令和3年9月中旬～
12	納入システム検証	令和4年1月上旬～
13	新システム操作研修	令和4年2月
14	本稼働開始	令和4年3月1日

8. プレゼンテーション

- ・日時 令和3年8月上旬
- ・場所 南魚沼市役所会議室
- ・持ち時間 1時間（質疑応答含む）
- ・時間配分 プレゼンテーション・デモンストレーション（40分）、質疑応答（10分）、準備片付け（10分）

※詳細については後日、提案者へ文書又はメールで連絡する。新型コロナウイルスの感染状況により、プレゼンテーションの方法や場所を変更・指定する場合あり。

9. プロポーザル参加時の資格要件

(1) 入札参加資格審査申込

令和2・3年度南魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し、名簿に登載された者であること。なお、資格を有していない者は、参加意思表明書提出締切日(7月2日(金))までに、申請手続きを行うこと。

(2) 導入、運用実績

安心で安定した運用が行えるように、国や自治体などへのCMS導入実績があること。

(3) 運用の形態

CMSはLGWAN-ASPをとする。

(4) 保守に係る事業者の所在地

サポート面を考慮し、南魚沼市役所から概ね1時間30分以内の場所に保守に係る事業所を有し、システム障害等があった場合には十分なシステムサポートが速やかに対応できること。

※保守業務が受託者以外となる場合は、保守を行う事業者の事業所とする

(5) 資格

以下の資格を保有していることが望ましい。また、以下の資格のうち、保有しているものを様式2「企業概要書」に明記すること。

①ISMS 認証 (ISO/IEC27001 国際規格) 又は同等の国内規格 (JIS 規格) の認証

②品質マネジメントシステム (ISO/IEC9001) の認証又は同等の国内規格 (JIS 規格) の認証

③環境マネジメントシステム (ISO14001) の認証又は同等の国内規格 (JIS 規格) の認証

④日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が認定するプライバシーマーク

(6) 指名停止

新潟県知事及び南魚沼市長からの指名停止等の措置を受けていない者であること。

10. 提出書類

(1) 参加意思表明書

参加表明については、令和3年7月2日(金)午後5時必着で、様式1「企画提案参加意思表明書」を持参、又は郵送すること。郵送する場合は、簡易書留などの配達記録が残る方法で提出すること。

(2) 提案書等の提出書類

提案書等の提案に関する書類は、令和3年7月21日(水)午後5時必着で、以下を持参、又は郵送すること。郵送する場合は、配達記録が残る方法で提出すること。期限までに提出がない場合、又は提出が確認できない場合には、辞退したものとして取り扱う。

提出書類	書類の内容	提出部数
提案書	説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。記載事項は仕様書の「20. 提案書作成要領」の項番ごとに説明を行うこととし、本編の総ページ数は50ページ以内とする。	3部
提案書（概略版）	提案書の概略版	9部
見積総括表（指定様式）、見積書（任意様式）	様式3「見積総括表」、貴社規定見積書（押印のこと）	1部
機能要件一覧 データセンター要件一覧	様式4「機能要件一覧」、様式5「データセンター要件一覧」表中に、要件の適応度合によって、○：対応済み、△：カスタマイズで対応、□：代替案で対応、×：対応不可のいずれかを対応欄に記載し、備考・代替案欄に説明を記入すること。ただし、「データセンター要件一覧」はクラウド方式の提案の場合のみ提出すること。	10部
プロジェクト体制図	任意様式 ・配置を予定している管理責任者及び担当者を体制図（ツリー図）として図示する。 ・電話番号、電子メールアドレスなどの連絡先も記載すること。 ・業務の一部を再委託、又は受託者以外に委託する予定がある場合には、その内容、役割及び理由について記載すること。	10部
企業概要	様式2「企業概要書」、会社案内等の資料。「企業概要書」には、会社の概要及び資格取得等を記載のこと。	10部
プロジェクトマネージャーの経歴書	任意様式 経験年数、プロジェクト経歴及び取得資格等を記載のこと。	10部
認証書の写し	ISMS、プライバシーマークの認証書の写し 事業所名が確認可能なこと。	10部
電子媒体	提出物と同じ内容を保存した CD-R 等を提出すること。	CD-R 等 媒体 1 枚

11. 提出先

〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1
南魚沼市役所 総務部 財政課 契約検査班
TEL：025-773-6671

12. 優先交渉者選定方法

提案書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、本業務の優先交渉者を選定する。提案事業者が5社以上の場合は、1次審査（書類審査）を行い、4社程度に絞り込んだ上で、本選考を行う。1次審査の結果は、プレゼンテーション実施に関する通知と併せて通知します。

なお、1次及び2次審査とも審査の経緯、審査結果に対する問い合わせ及び異議には応じません。

(1) プレゼンテーション審査方法

各提案事業者に対する評価は、関係職員（秘書広報課、情報管理室、庁内広報担当職員の計9人）を審査員とし、審査採点表に基づき審査を行う。各審査員の採点表を集計し、優先交渉者を選定する。

(2) 採点基準

採点基準は以下のとおりとする。

項目		点数
技術点	企画提案総合評価点	360
	機能評価点	270
	操作性評価点	270
運用点	運用サポート評価点	540
価格点	価格評価点	500
合計		1,940

※評価後の総得点は選考通知にて明示するが、評価の方法や採点方法についての開示は行わない

(3) 選考結果の通知

令和3年8月中旬を目途に、郵送により通知する。通知書には、採用、不採用の区分と順位及び点数を記載する。

優先交渉者を第1交渉権者とし交渉を行うが、契約が成立しない場合には次点業者と交渉を行うものとする。

13. その他

(1) 提案書類提出等にかかる経費は、すべて提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。提出書類の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合、複製を作成することがあるので、不都合がある場合は事前に申し出ること。

(2) 構築業務の成果品に関する著作権、利用権（開示権含む）その他の権利は、すべて南魚沼市に帰属する。（提案者が構築業務前に著作権を既に持つものは除く）

(3) 提出された提案書類は、南魚沼市情報公開条例（平成16年南魚沼市条例第14号）により取り扱う。

- (4) 本契約に関しては、別途調製する契約書をもって行う。
- (5) 本市から本提案及び構築業務において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本構築業務手続以外の目的に供したりしてはならない。
- (6) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - (ア) 参加意思表明書を提出していない者が行った企画提案
 - (イ) 提案書を提出できる者以外の者が行った企画提案
 - (ウ) 参加意思表明書に記載された者以外の者が行った企画提案
 - (エ) 虚偽の記載をした企画提案
- (7) 審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。
- (8) その他必要な事項については協議の上、決定する。

14. 問合せ

本業務に関する問合せは、令和3年7月2日（金）午後5時までに、様式6「質問票」により電子メールで提出すること。回答は、7月12日（月）に参加表明をした全社に、質問者名を除く全質疑を電子メールで送信する。

(1) 質問票提出先

〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1
南魚沼市役所 総務部 秘書広報課 秘書広報班
E-mail : kouhou@city.minamiuonuma.lg.jp